

Podcast を活用した県政情報の発信業務プロポーザル募集要項

1 趣旨

本要項は、Podcast 等でのより効果的な県政情報発信に取り組むという目的を達成する企画提案を募り、SNS を連動させた県政情報の発信業務を委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

Podcast を活用した県政情報の発信業務（以下、業務）

3 委託業務概要

(1) Podcast による番組制作及び配信

- ア 番組の企画及び提案
- イ 番組出演者との調整（出演交渉を含む。）
- ウ 番組の収録及び編集
- エ 番組の配信
- オ その他、実施に必要な事項

(2) YouTube などの動画共有サービスによる番組制作及び配信

- ア 番組の企画及び提案
- イ 番組出演者との調整（出演交渉を含む。）
- ウ 番組の収録及び編集
- エ 番組の配信
- オ その他、実施に必要な事項

※番組の内容は、(1)により制作した番組の内容を視覚的に伝えるものとする。

(3) 上記(1)及び(2)により配信する番組のハブとなるホームページの作成

- ア 上記(1)及び(2)のリンクを掲載し、概要が把握できるホームページの作成
- イ 次回以降の配信に向けた告知

(4) 上記(1)及び(2)により配信した番組の視聴状況データ等の報告及び分析・改善点の提示

- ア 視聴者数、再生回数、再生時間、再生完了率、新規フォロワー数など、データの収集及び報告
- イ 上記アを踏まえた、次回以降の配信に向けた改善点の提示

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日

4 予算上限額

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 受託候補者の選定方法

この業務の受託候補者の選定方式は、公募型プロポーザル方式とする。受託を希望する者は、別に定める提案書等により提案すること。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用は全て参加者の負担となる。

6 応募者の資格要件

プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) Podcastを活用した県政情報の発信業務委託仕様書に従って業務を行えること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、応募申込書の提出期限日及び選考委員会の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

7 応募申込書、企画提案書、質問書等の提出先及び問合せ先

- (1) 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

- (3) 事務局

兵庫県総務部秘書広報室広報広聴課広報戦略班（以下「事務局」という。）

住所 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

（兵庫県庁第2号館4階）

電話 078(362)3016

メール kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

8 公募型プロポーザルへの参加申込み

提出書類は次のとおりとする。

なお、審査の必要上、後日、追加の資料の提出を求めることがある。

- (1) 提出書類

ア 応募申込書（様式2）

イ 会社概要

ウ スタッフ略歴

エ 企画書（各10部）

別紙「Podcastを活用した県政情報の発信業務委託仕様書」に基づいて作成すること。

オ 企画説明書（各10部）

以下の項目を含む任意の企画説明書を作成すること。（任意様式）

- ・実施体制
- ・スケジュール
- ・キャスティング案

カ 見積書（可能な限り内訳を記載すること）

- ・令和7年6月から令和8年3月までの配信合計金額（消費税込み）。
- ・プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算出した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載すること。
- ・企画編集配信費等
 - a 企画・取材及び編集等に要する経費
（人件費や動画撮影費、音声・映像使用料、通信費などを含む。）
 - b 取材対象者への謝金及び交通費

- c その他、配信実施に必要な経費
 - ・経費の合計額は、4に示す費用の上限額以内となるように記載すること。
 - キ 過去に受託した類似業務の実績
 - ・本業務に類似するものについて概要がわかる資料を添付すること。
- ※ エ、オは1部のみ社名を記載。エ、オ以外はすべて1部提出。

(2) 提出場所・方法

前記7の提出先に持参により提出すること。(郵送不可)

(3) 提出期限

令和7年6月24日(火)午後5時(必着)

(4) 提出時間

午前9時から午後5時まで

(土曜日、日曜日及び祝休日を除く。平日正午から午後1時までを除く。)

(5) 参加資格の合否決定

参加資格条件を満たしていない申込者に対してのみ、電話で連絡します。

(6) その他留意事項

ア 提出された書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当選し採用されたアイデア、レイアウト等については、委託契約終了後も県が引き続き使用する場合がある。

イ 提出された書類等は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公開する。

ウ 提出された書類等は、提出後に内容を変更できない。提出された書類等に虚偽の記載をした場合、当該提案は無効となる。

エ 企画提案書等書類の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

オ 応募図書は、返却しない。

9 募集要項の内容についての照会及び回答

(1) 受付場所

前記7の問い合わせ先

(2) 受付期間

令和7年5月28日(水)午前9時から同年6月10日(火)午後5時まで

(3) 受付方法

所定の質疑応答用紙(様式1)をメールにより提出すること。電子メールで送信後は、必ず電話で着信確認を行うこと。

(4) 回答方法

令和7年6月17日(火)までにメールで回答する。

(5) その他留意事項

ア 質問は当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や、企画・積算に関する内容等には回答しない。

イ 質疑回答の内容は、仕様に含まれるものとし、仕様書と異なる内容は、質疑回答の内容を優先する。

10 審査

(1) 審査方法

- ア 提出物に不備のあるものは受け付けない。
 なお、応募者は提出に先立ち、提出物についての不備が無いかな事前審査を受けることができる。
- イ 県が設置する選考委員会において審査の上、企画提案書の最も優れた企画・運営能力を有すると認められる者を選ぶこととする。
- ウ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。
- エ 応募者が5者を超える場合、選考委員会において、提出物等による1次審査を実施する場合がある。1次審査実施の場合は、上位となった5者によりプレゼンテーション発表および質疑応答を行う。

(2) 審査基準

審査項目	配点	審査のポイント
企画提案力	20点	本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点、分析力が優れているか。
	20点	番組の企画・構成は、ターゲットが魅力的に感じることができる内容になっているか。
	20点	番組のクリエイティブ表現は、ターゲットが魅力的に感じることができるデザインになっているか。
	20点	SNSの活用などの広報・周知方法は、Podcastを起点としたメディアミックスがなされ、ターゲットにリーチする効果的なプロモーション方法が提案されているか。
運営力	10点	全体のスケジュール感が具体的かつ明確になっており、音声メディアの実績などを踏まえ、業務の確実な実施が可能であるか。
経済性	10点	事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられているか。
合計	100点	

(3) プレゼンテーションの実施日時及び方法

- ア 日時 令和7年6月下旬
- イ 1社あたり所要時間30分以内を想定(説明20分、質疑応答10分以内)。
- ウ 発言者は3名程度とする。
- エ 対面方式(詳細は別途連絡します。)

(4) 審査結果

応募者全員に、応募件数及び当選者の名称をメール等で7月上旬に通知する。

11 失格

以下のような場合、失格とすることがある。

- ・審査委員または関係者にコンペに関する援助を直接または間接に求めた場合。
- ・応募書類が本要項に示された事項を満たしていない場合。
- ・応募書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- ・その他、直接または間接に公平な審査に支障を来した場合。

12 契約手続き等

(1) 契約の締結

県は、所定の手続きを経た後、当選者に業務を委託する。ただし、業務の実施

内容については、企画提案書の内容をそのまま実施するとは限らない。

なお、実際の発信チャンネル等のデザイン・構成は、県と当選者が協議の上、決定するものとする。

委託者と受託候補者は、企画提案書の内容を基にし、業務の遂行に必要な具体的な履行条件等の協議及び調整を行うものとし、この協議及び調整が整い次第、随意契約により、委託者と受託者で協議のうえ「委託契約書」を作成し、契約を締結する。

なお、受託候補者との協議及び調整が整わない場合は、受託候補者との契約締結を取りやめ、次点の受託候補者と契約締結に向けての協議及び調整に移行する。

13 その他

- (1) 提案作品を編集したスタッフと採用決定後、編集にあたるスタッフを変更しないこと。
- (2) 契約予定総額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (3) 本要項に疑義がある場合は、原則として事務局の解釈によるものとする。
- (4) 年度を通じて委託業務の履行に問題が無く、また次年度に広報紙の大幅な見直しを行わない場合は、次年度以降も契約を更新する場合もある。